

シルクセンター会議室等の貸付に関する取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人シルクセンター国際貿易観光会館（以下「財団」という。）の会議室等の貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議室等の定義)

第2条 会議室等は、地下1階の大会議室、中会議室及び小会議室、並びに、地下1階催事場及び中1階ギャラリースペースとする。

(利用時の制限)

第3条 会議室等の利用申し込みに対しては、次の各号について、同意が得られた場合にのみ、利用承諾するものとする。

- (1) 利用内容として、床や壁面等の損傷の恐れ及び周囲への音もれ、振動、入館者の通行の妨害等の影響が生ずる行為を行わないこと。
- (2) 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むこと及びこれらを理由とする時間延長には別途料金が発生すること。
- (3) 連続使用の場合の資料・荷物等の保管は、利用会議室等の室内で可能とするが、財団では、その紛失、破損、汚損等について一切の責任を負わないこと。
- (4) 利用後は、机・備品等を元の状態に戻し、発生した空瓶、空缶及び不要物、ゴミ等は利用者の責任において処理すること。
- (5) 利用者等の喫煙は指定した場所に限ること。
- (6) 宅配便等による資料・荷物等の事前搬入は原則として行わないこと。
- (7) 利用している会議室等以外の場所は無断で使用しないこと。
- (8) 次の各行為が明らかとなった場合には、直ちに会議室等の利用を停止し、退去すること。この場合、利用料金等は一切返還しないこと。
 - ア 大声を発したり、乱暴な行為等で他の利用者に迷惑をかける恐れがあるとき。
 - イ 許可なく、販売行為を行ったとき。
 - ウ 危険物や類似のものを持ち込んだとき。
 - エ 故意に施設、設備等に損害を与えたとき。
 - オ 職員の指示に従わないとき。

第2章 会議室及び催事場

(利用目的)

第4条 会議室及び催事場の貸付は、その利用目的が次の事項に該当し、かつ財団の運営に支障がない場合に、認めることができる。ただし、政治、宗教に関わる利用並びに館内の秩序を乱したり、管理上の支障をきたす恐れがあると認められるときは、会議室及び催事場の利用は認めないものとする。

- (1) 各種会議（説明会、理事会、総会等）
- (2) 講習会、練習会
- (3) その他財団が適当と認めたもの

(対象者)

第5条 会議室等の貸付は、次の者に対して認めることができる。

- (1) シルクセンター入館者及び同SOHO入館者
- (2) 国の機関、県内の地方公共団体及び公益団体
- (3) その他財団が審査の上、適当と認めたもの

(申込等)

第6条 会議室等を利用しようとする者は、利用日の14日前までに会議室等利用申込書(第1号様式の1または2)を提出するものとする。ただし、財団が適当と認めた場合は、利用日の前日までの利用申込をできるものとする。

- 2 前項の予約受付は、利用日の2カ月前からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第5条の(1)、(2)及び定期的な利用の受付については、利用日の3カ月前からとする。
- 4 利用申し込みを受けたときは、第3条、第4条及び第5条の規定に基づいて審査の上、利用承諾するものとする。
- 5 前項の利用承諾を行った場合には、利用者の求めに応じて利用承諾書(第2号様式)を発行することができるものとする。

(利用料金等)

第7条 会議室及び催事場の利用時間は、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)及び夜間(18:00~21:00)に区分する。

- 2 前項で区分された会議室の利用料金は次のとおりとする。ただし、延長はあらかじめ申し出た場合に、21:00を限度として、他の利用状況を勘案して許可した場合に限るものとする。無許可延長があった場合は延長利用料金の倍額を徴収するものとする。

利用時間		利用料金(消費税を含む)		
		大会議室	中会議室	小会議室
午前	9:00~12:00	4,000円	3,000円	2,000円
午後	13:00~17:00	5,000円	4,000円	3,000円
夜間	18:00~21:00	4,000円	3,000円	2,000円
連続利用	9:00~17:00	8,000円	6,000円	4,000円
	13:00~21:00			
全日	9:00~21:00	12,000円	9,000円	6,000円
延長	30分ごと	1,000円	750円	500円

- 3 第1項で区分された催事場の利用料金は次のとおりとする。ただし、催事場については

夜間の区分は適用しない。延長はあらかじめ申し出た場合に、他の利用状況を勘案して許可した場合に限るものとする。無許可延長があった場合は延長利用料金の倍額を徴収するものとする。

利 用 時 間		利 用 料 金 (消費税を含む)
午 前	9:00~12:00	6,000円
午 後	13:00~17:00	8,000円
連 続	9:00~17:00	13,000円
延 長	30分ごと	1,500円

- 4 前2項の規定にかかわらず、第5条(1)及び(2)に該当する者が利用する場合で、会長が認める特別の事由があるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができるものとする。
- 5 利用承諾を受けた者は利用料金の全額を、利用日の14日前までに振込により支払うものとする。ただし、第5条(1)及び(2)に該当する者については、利用日当日までの振込または現金による支払い、もしくは申し出により利用日以降に財団指定の口座への振込みによる支払を認めるものとする。

(違約金等)

第8条 会議室等の利用承諾を受けた者が利用予定日までに利用を中止したときは、次の区分により、違約金を徴収する。

利用者の区分	利用中止日	違約金の額
第5条(1)及び(2)	利用日を含め7日前から当日	利用料金全額
そ の 他	利用日を含め14日前から当日	利用料金全額

- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、利用日の前日までに次項に定める書類の提出があり、相当の事由があると認められる場合は、違約金を徴収しないことができるものとする。
- 3 利用の中止により返還すべき金額が生じた場合は、会議室等利用取消申出書兼返金依頼書(第3号様式)を財団に提出し、利用料金の返還を求めることができる。ただし、返金の際、振込手数料等の諸料金が発生する場合は、当該額を差し引いた上で返金するものとする。

第3章 ギャラリースペース

(利用目的)

第9条 ギャラリースペースは、財団の公益的事業の一つとして、神奈川県民の文化芸術活動の一層の充実を図るため、低廉な利用料金で活動成果の発表等の場を提供するために貸付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、ギャラリースペースの利用は認めないものとする。

- (1) 政治的、宗教的活動等を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) 著しく誇張しまたは不健全な内容と認められるもの
- (4) その他不相当と認められるもの

(対象者)

第10条 ギャラリースペースを利用できる者は、神奈川県内に在住または在勤する個人及び県内に所在地を置く団体を原則とする。

(利用期間等)

第11条 ギャラリースペースの利用期間等は、次のとおりとする。

- (1) 利用期間は、原則として、水曜日の13:00から翌週の水曜日の12:00までとする。ただし、場合により、1日単位での利用を認めることができるものとする。
- (2) 利用時間は、9:00から19:00までとする。
- (3) (1)の利用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

(利用料金)

第12条 ギャラリースペースの1日あたりの利用料金は、5,400円(消費税込み)とする。

- 2 利用承諾を受けた者は利用料金の全額を、利用開始日の14日前までに振込により支払うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長が認める特別の事由があるときは利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(申込)

第13条 ギャラリースペースを利用しようとする者(以下、「利用者」という。)は、来館のうえ予約申込みを行い、利用日の2カ月前までに会議室等利用申込書(第1号様式の1または2)を提出するものとする。予約受付は、利用日の6カ月前からとする。

2 財団は、提出された会議室等利用申込書により審査を行い、利用承諾の場合には、利用者の求めに応じて利用承諾書(第2号様式)を発行することができるものとする。

(申込の取消)

第14条 前条のギャラリースペースの利用承諾を受けた者が利用の中止をしようとする時は、利用日の14日前までとする。その他、利用を中止する場合は、第8条の規定を適用するものとする。

(免責)

第15条 利用者が災害、盗難または予見し得ない諸施設、設備の故障その他財団の責に帰することができない事由による損害の発生に対して、付保していない場合にあっても、財団はその責を負わないものとする。

(損害補償)

第16条 利用者または訪問者が、故意または過失により、ギャラリースペース及びその諸設備に損害を与え、または、利用者以外の者に損害を与えたときは、利用者は一切の損害を賠償しなければならない。

第4章 その他

(特例に関する負担)

第17条 会議室等の利用に関する利用料金及び違約金は、第7条、第8条及び第14条の規定により振込または現金による授受を原則とするが、財団の責に帰せない事由により、他の手段によるときは、そのために発生する費用は、利用承認を受けた者の負担とする。

(雑則)

第18条 この要領によりがたいときは、その都度、事情等を十分に確認した上で、業務執行理事までの伺い定めにより、財団の意思を決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 シルクセンター会議室等の貸付に関する取扱要領（平成17年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。